

平成21年12月第6回八街市議会定例会会議録（第1号）

.....

1. 開議 平成21年11月30日 午前10時20分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 桜田 秀雄
- 2番 林 修三
- 3番 山口 孝弘
- 4番 小高 良則
- 5番 湯浅 祐徳
- 6番 川上 雄次
- 7番 中田 眞司
- 8番 古場 正春
- 9番 林 政男
- 10番 横田 義和
- 11番 鯨井 眞佐子
- 12番 加藤 弘
- 13番 古川 宏史
- 14番 山本 邦男
- 15番 山本 義一
- 16番 京増 藤江
- 17番 右山 正美
- 18番 小澤 定明
- 19番 京増 良男
- 20番 丸山 わき子
- 21番 新宅 雅子
- 22番 北村 新司

.....

1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

- | | | |
|-----|-------|--------|
| 市 | 長 | 長谷川 健一 |
| 副 | 市長 | 高橋 一夫 |
| 教育長 | 職務代理者 | 尾高 幸子 |
| 総 | 務部長 | 浅羽 芳明 |
| 市 | 民部長 | 小倉 裕 |

経 済 環 境 部 長	森 井 辰 夫
建 設 部 長	並 木 敏
会 計 管 理 者	越 川 みね子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 崎 康 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	江 澤 弘 次
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	長 谷 川 淳 一
財 政 課 長	加 藤 多 久 美
水 道 課 長	醍 醐 文 一
国 保 年 金 課 長	石 毛 勝
介 護 保 険 課 長	醍 醐 真 人
下 水 道 課 長	吉 田 一 郎
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	石 井 勲
総 務 課 長	長 谷 川 淳 一
厚 生 課 長	藏 村 隆 雄
農 政 課 長	加 瀬 芳 之
道 路 河 川 課 長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	河 野 政 弘

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	今 井 誠 治
主 査	鯨 岡 修 子
主 査	小 川 正 一
主 査 補	吉 田 美 恵 子
主 任 主 事	栗 原 孝 治

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成21年11月30日（月）午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 閉会中の継続審査の件
議案案第14号から議案第21号
委員会報告、質疑、討論、採決
- 日程第4 議案の上程
議案第1号から議案第17号
提案理由の説明

- 日程第5 発議案の上程
発議案第11号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
- 日程第6 休会の件

○議長（北村新司君）

本日、平成21年12月第6回八街市議会定例会は、ここに開会する運びとなりました。

この定例会は、発議案1件、議案17件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

ただいまから、平成21年12月第6回八街市議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、決算審査特別委員長から付託事件の審査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、10月に実施した行政視察報告書が提出されましたので、配付しておきました。

次に、11月24日までに受理した陳情4件については、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告1件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から8月、9月、10月、予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は、配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、古場正春議員、中田眞司議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○山本邦男君

平成21年12月定例会の会期等を協議するため、去る11月24日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告いたします。

12月定例会に上程される案件は、発議案1件、議案17件であります。

次に、一般質問の通告が、個人質問13人からありました。

以上の案件を審議するため、12月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から12月18日までの19日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位にご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（北村新司君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から12月18日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

会期は19日間に決定しました。

日程第3、閉会中の継続審査事件でありました議案第14号から議案第21号を一括議題とします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

○川上雄次君

ご報告申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、平成20年度八街市一般会計、各特別会計歳入歳出及び水道事業会計の決算の認定について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本特別委員会は、先の平成21年9月第5回定例会において設置され、同時に各会計決算の認定について付託されました。

また、審査の都合により、閉会中の継続審査の議決を得て、去る10月5日、6日、7日の3日間にわたり、市長、副市長及び各関係部課長等の出席を求め、開催いたしました。

それでは、各決算ごとの審査結果を要約して、主なものをご報告申し上げます。

議案第14号、平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてです。

本決算は、歳入決算額185億1千615万2千80円、歳出決算額167億1千343万4千193円で、歳入歳出差引額18億271万7千887円のうち、2億4千900万円を一般会計財政調整基金に積み立て、1億8万7千887円を平成21年度へ繰り越するものです。

審査の方法は歳入全款を先議し、歳出は款ごとに審査しました。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「平成20年度の予算編成にあたって、厳しい財政状況を踏まえて予算全体について、節減合理化を進めて歳入の確保や施策の厳選に努めるとしていましたが、決算にあたって予算方針どおりの歳入であったのか伺う。」という質疑に対して、「予算編成にあたって、歳入面の基本的な考え方は、1点目に滞納整理の促進を含めた市税収入の確保、2点目に受益者負担の適正化の推進、3点目に国庫補助制度の有効的な活用、4点目に地方交付税措置のある地方債の活用、この4点を主軸として、財源の確保に努めることでありました。これらに対する決算の反映ですが、1点目の市税収入の確保については、夜間窓口の開設、それからインターネット公売の活用、搜索の実施など徴収面の強化、また市民の利便性の向上という面を図りました。2点目の受益者負担の適正化の推進については、がん検診の個人負担の対象拡大ということで、胃がん、結核、肺がん、大腸がん、子宮がんまで個人負担の対象範囲を広げて、受診者の負担分としては、検査機関

に委託費を払いますので、その概ね3分の1を負担していただくことで、受益者負担の適正化を図りました。3点目の国庫補助制度の活用については、平成20年度、国の1次補正、2次補正において、地方自治体に地域活性化のための臨時的な交付金が予算化されました。本市においては、この交付金の有効活用を図るべく、直ちに補正予算で対応したところです。4点目の地方交付税措置のある地方債の活用については、元利償還金について後年度に全額交付措置される臨時財政対策債を適正に借り入れしたところです。」という答弁がありました。

次に、「予算方針において、施策の厳選とあるが、具体的にどういう形で進めたのか伺う。」という質疑に対して、「本市の財政状況は、かなり厳しい状況が、ここ数年続いておりますので、各事業担当課から要求のあった予算を基本的に経営経費も含めて、財政課でゼロベースの見直しを図りながら、限られた財源を重点的、効果的に配分するという施策精選型の財政運営を行ったところです。」という答弁がありました。

次に、「集中改革プランについて、厳しい財政状況の中で安定的に住民サービスを提供するために歳入の確保や事務事業全般にわたる総点検と見直しを行い、官と民との役割分担の明確化と民間活力を重点課題として、行財政改革に取り組むと基本姿勢を示してあるが、20年度においては、どこまで進められたのか伺う。」という質疑に対して、「集中改革プランにおける歳入については、市税の確保等のプラン項目を挙げています。市税については、集中改革プランの中で20年度の目標収納率を76.9パーセントとしていますが、実際の収納率は77.1パーセントでしたので、目標の数値をクリアしています。受益者負担等については、給食費関係、未利用地の活用、手数料等の見直し等により、市税を除いた全体の数字としまして、集中改革プランの中で20年度の目標額を3千190万5千円相当としていますが、実績で7千422万3千円でしたので、目標の数値をクリアしています。」という答弁がありました。

次に、「本市の財政指数等をどのように分析しているのか伺う。」という質疑に対して、「過去の大規模な公共事業を市債で賄ってきていることから、数年は公債費関係の比率は上がらざるを得ないと考えていますが、実質公債費比率が18パーセント以上になりますと、地方債の発行に許可が必要となることから、その数字を見きわめながら、今後の発行については考慮していきたいと考えています。また、財政構造の弾力性を示す比率として、経常収支比率があります。平成19年度が94.8パーセント、平成20年度が94.5パーセントと95パーセントに近づいてきており、かなり弾力性がなくなり、硬直化傾向にあります。これについては、扶助費、公債費の増があり、市税収入等がかなり上がらない限り、80パーセント台に戻るということは考えにくいので、経常的経費について慎重に対処しなければいけないと考えています。財政力指数については、若干ずつ上がってきていますが、3年間の平均ですし、指数自体1.0には及んでおりませんので、財政的に余裕ができたとは考えてはおりません。」という答弁がありました。

次に、「市税の徴収率の目標を95パーセントとしているが、実績は平成19年度で93.

89パーセント、平成20年度で93.75パーセントとなっている。達成できなかった理由について、どのように分析しているのか伺う。」という質疑に対して、「市としましては、滞納者と直接会話し、納税交渉をするという、地道な納税交渉を基本としていますが、現在、悪質滞納者に対しては、強制的な搜索、インターネット公売の活用といった施策を進めています。それが平成20年度では、まだ結果として見えてきていなかったというところですが、今後は一層の徴収努力をしまして、21年度、22年度と目標達成ができるように努めていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「平成20年度における入札の状況について詳細を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度の平均落札率は、単純平均で88.7パーセント、加重平均で83.9パーセントでした。平成20年度で初めて9割に落ちました。特に、一般競争入札23件の落札率が単純平均で76.6パーセント、加重平均で77.8パーセントと顕著に落札率が落ちております。」という答弁がありました。

次に、歳出1款議会費では、「一般職給料について、平成19年度の2千417万円から平成20年度において2千34万円に減額となった理由について伺う。」という質疑に対して、「平成19年度まで議会事務局職員は6人でしたが、平成20年度から1人欠員となったことによるものです。欠員に対する対応策として、議会事務局の職員が常時行っていた議長車の運転業務を財政課管財班の職員が分担で行っています。」という答弁がありました。

次に、歳出2款総務費では、「特別職人件費について、職員の給与が千葉県下で下から3番目なのに比べ、市長給与は56市町村中20番目に高く、全国平均額と比べても高額だがいかがか。」という質疑に対して、「現在の市長給与については、議会に上程して決定していただいたので、適切だと考えています。また、市長給与について見直しを行う際は、報酬審議会を開き、適正な額を決定していただいた上で議会の議決をいただくのが一番よい方法であると考えています。」という答弁がありました。

次に、「秘書関係費のうち、市長交際費について、緊縮財政のもとで最小限にとどめていく必要があると考えるいかがか。」という質疑に対して、「交際費については、支出基準にのっとり支出しており、適切な支出であると判断しております。」という答弁がありました。

次に、「秘書関係費のうち、負担金補助及び交付金について、市長会負担金、関東支部負担金、千葉県市長会負担金、市長研修負担金の詳細について伺う。」という質疑に対して、「全国市長会負担金51万3千円については、人口割と均等割からなっております。これについては、全国の各市が加盟しており、この連絡調整を図るということを目的にしています。なお、活動内容については、単独の市での要望より、全国市長会という形で政府並びに法律等に関して内閣や国会への意見書を提出するというような活動を主に実施しています。次に、全国市長会関東支部負担金4万円については、関東支部の負担金としまして、1都7県が加入しており、関東に所在する都市の連携を図りまして、全国市長会に持ち上げるという形です。次に、千葉県市長会負担金53万7千円については、人口割と均等割からなっており、

これは同じく県内の市の調整を行ったり、あるいは市長会が主催となり、職員研修会等を実施している団体です。」という答弁がありました。

次に、「広報費のうち、備品購入費として広報やちまた作成用機器が計上されているが詳細を伺う。」という質疑に対して、「広報作成用のパソコンが老朽化により故障し、修理が効かないことから、新たにパソコンの購入をしました。」という答弁がありました。

次に、「財政管理費のうち、地方公営企業等金融機構出資金について、内容とその効果について伺う。」という質疑に対して、「国の政策金融改革により、公営企業金融公庫が廃止されたことに伴いまして、すべての地方公共団体からの出資を受けて、地方公共団体が自主的に運営する組織として、この地方公営企業等金融機構ができました。この290万円については、かつての資金を借りた実績等から各地方公共団体に割り当てされた出資金です。これにより、地方公共団体の資金ニーズに適時適切に対応できるものとなるものです。」という答弁がありました。

次に、「庁舎管理費のうち、委託先について伺う。」という質疑に対して、「清掃業務が株式会社オーエンス、警備業務がセコム株式会社、受付、電話交換業務が株式会社オーエンス、夜間電話対応業務が株式会社セノン、電話保守業務がNECネットエスアイ株式会社、電気設備保守点検が財団法人関東電気保安協会、空調設備保守点検業務が株式会社オーエンス、消防設備保守点検業務が株式会社清水商会、自動ドア保守点検業務が寺岡ファシリテイズ株式会社、エレベータ保守点検業務が東芝エレベーター株式会社、市庁舎機械室石綿調査が海宝設計事務所、簡易専用水道維持管理が三和創業株式会社、地下タンク維持管理業務が防災技術センター、敷地内植木管理が古川造園有限会社です。」という答弁がありました。

次に、「企画費のうち、総合計画策定業務について、委託先とその内容について伺う。」という質疑に対して、「業務委託先はコンサルタント会社のIRSです。委託内容は基本的には市民意識調査の取りまとめ、分析等です。そういった手間のかかる部分をコンサルタントに任せることにより、実際の骨子部分については、全庁を挙げて策定を進めています。」という答弁がありました。

次に、「企画費のうち、男女共同参画推進事業費について、講演会に何名の参加があったのか伺う。」という質疑に対して、「男女共同参画社会づくり講演会を、7月13日に開催をしたところ、市民の方65名の受講をいただきました。」という答弁がありました。

次に、「交通安全対策費のうち、交通安全施設整備事業費について、当初予算794万円のうち約200万円の執行残があるが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「カーブミラー等の安全施設の修繕が当初の予想を下回ったものによる修繕料の減少が大きな理由です。」という答弁がありました。

次に、「電算業務費のうち、個人市民税特別徴収システム改修について内容を伺う。」という質疑に対して、「今年の10月から始まりました公的年金受給者に対する個人市民税の特別徴収に対応するために、総合行政情報システムの改修をするとともに、社会保険庁とのデータのやりとりの経路機関となります社団法人地方税電子化協議会が要求する仕様に合わ

せて、データのやりとりが行えるよう連携プログラムの開発を委託したものです。」という答弁がありました。

次に、3款民生費では、「社会福祉総務費のうち、民生委員関係費の報償費について、平成20年度の1名当たりの報償費を伺う。」という質疑に対して、「1名当たり年額で5万7千円です。平成20年度については90人が5万7千円、他に委員1名に交代がありましたので、その方については、8カ月分の3万8千円を支払いました。合計で51万6千8百円となっています。」という答弁がありました。

次に、「社会福祉総務費のうち、社会を明るくする運動運営費について、講演会を開催していたが、その参加人数について伺う。」という質疑に対して、「高橋副市長を講師にお願いしまして、約300人の参加をいただきました。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費について、平成20年度における八街市の障害者手帳をお持ちの方の人数を伺う。」という質疑に対して、「平成21年3月末で、身体障害者手帳をお持ちの方が2千92名、前年度比で96名の増、療育手帳をお持ちの方が472名、前年度比で16名の増、精神保健福祉手帳をお持ちの方が233名、前年度比で16名の増です。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費のうち、介護給付費等認定事業費について、審査会委員の報酬に執行残があるが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「当初、12回を予定していた審査会が審査対象者がいなかったことにより11回の開催となったことによるものです。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費のうち、難病療養者支援事業費について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「特定疾患の指定については、県の指定したもので行っています。難病療養見舞金の支給は月額2千円を前期と後期に分けて年に2回支給しています。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費のうち、障害者交通費助成費について、福祉タクシーの利用者数を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度における福祉タクシー利用券の交付者数は366人でした。発行枚数は8千530枚、そのうち、利用枚数は3千634枚で、利用率は42.6パーセントでした。」という答弁がありました。

次に、「障害者福祉費のうち、障害者福祉計画策定業務の委託料について23万9千4百円を計上しているが、その内容について伺う。」という質疑に対して、「契約方法は指名競争入札により6社で行いました。受託業者については、株式会社ワイズマンコンサルティング埼玉支店です。委託業務の内容は、障がい者等の現況及び動向の整備、障がい者等の実態掌握調査、サービス利用実態分析、将来推計等です。また、サービスの目標見込み等の設定も行っています。アンケートに沿ったもので作っていますが、この障害者基本計画については、障害者基本法第9条第3項の中で市町村は障がい者の状況等を踏まえ、市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないということになっており、これに沿って八街市の実情に合ったものを作成しました。」という答弁がありました。

次に、「老人福祉費のうち、緊急通報装置設置管理事業費について、詳細を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度の相談件数は939件でした。前年度比で267件の増です。相談内容は親子関係、食事の心配等、多岐にわたっており、委託先である東京都の安全センターには看護師、相談員等が24時間在駐し、対応しています。一番重要なものである救急車の出動に対する通報についても、平成20年度が48件、前年度比で7件の増でした。」という答弁がありました。

次に、「老人保健福祉費のうち、敬老事業費について、市内敬老会の参加人数について伺う。」という質疑に対して、「出席確認者数は1千805人、出席率は33.95パーセントとなっています。平成18年より対象者が70歳から75歳以上となりましたが、出席者数はほぼ同程度です。」という答弁がありました。

次に、「老人福祉施設費のうち、老人福祉センター管理運営費及び老人憩いの家管理運営費について、平成20年度におけるそれぞれの施設の利用状況について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度の利用状況について、老人福祉センターは1万730人であり、前年度比で593人の増となっています。南部老人憩いの家は4千192人、前年度比で554人の減となっています。」という答弁がありました。

次に、「介護保険事業費のうち、介護予防ケアマネジメント業務について、ケアプラン作成の委託先と作成人数を伺う。」という質疑に対して、「ケアプラン作成の委託先は市内、市外の居宅介護支援事業所です。平成20年度にケアプランを作成した人数は延べ1千109人です。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉総務費のうち、次世代育成支援対策費について、行動計画策定業務の委託料が計上されているが、その内容について伺う。」という質疑に対して、「市民の子育て支援に関するニーズ調査を行ったものであり、生活実態や要望、意見等を把握し、次期行動計画を策定するための基礎資料とするものです。内容としましては就学前児童の保護者の方1千名、それから小学校の1年生から3年生の児童のお子さんのいる保護者1千名、合わせて2千名の方に調査をお願いしました。調査内容は子どもの年齢、子どもの人数と末っ子の年齢、家族の同居、近居の状況、日頃のサポート状況、親の就労状況、保育サービスの関係、病児・病後児保育の関係、一時預かり、児童クラブの利用、ベビーシッターの利用、子育て支援センターの関係などの支援サービスとなっています。平成21年1月に郵送、回収により実施いたしました。」という答弁がありました。

次に、「児童福祉施設費のうち、児童クラブ管理運営費について、平成20年度以降、沖児童クラブ、八街東児童クラブを既設施設の一部を利用して設置したが、その成果と課題について伺う。」という質疑に対して、「成果については、既設の施設の一部を改修して利用したことから、必要最低限のエアコン工事等を新規で行った以外は、使用できるものは他から持ち寄り対応したことにより、かなりの経費節減ができました。課題については、八街東児童クラブにおいて、第一幼稚園の運動会の開催日と児童クラブの運営日が重なってしまい、その対応に苦慮したということがありました。その際は、八街児童クラブにおいて、その日

だけ預かるという形で対応しました。」という答弁がありました。

次に、「マザーズホーム費について、主要施策の成果の中で、1日当たりの人数8.6人となっているが、毎年この平均人数は増えてきていると思われる。その中で事故等はなかったのか伺う。」という質疑に対して、「新法が発足した平成18年当時の年間利用数が979名でしたが、平成20年度における年間利用数は1千898名と約倍に伸びています。1日当たりの利用人数は8.6人であり、新法発足当時は4人前後であり、これも約倍に伸びています。つくし園の1日の利用定員数は、1日15名ですので、まだ6人強の受け入れができます。一方、スタッフは自立支援法にのっとり、子ども5人に保育士1人という配置基準があり、これを満たして配置されています。現在、特に事故もなく運営できていますので、定員に達するまでは受け入れていきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に「扶助費について、生活保護を受けている方の人数と世帯数について伺う。」という質疑に対して、「平成18年度末の生活保護世帯は336世帯、被保護人員が492人、19年度末で366世帯、被保護人員が565人、20年度末で保護世帯が401世帯、被保護人員が601人、最近の21年7月末現在で保護世帯数が421世帯、被保護人員が625人です。」という答弁がありました。

次に、「扶助費のうち、保護施設事務費について、557万1千232円の計上があるが、詳細について伺う。」という質疑に対して、「生活保護受給者のうち、心身障がい等があり、自立生活ができない方3名が厚生園という施設に入所し、生活をするための扶助費です。主要施策の成果には延べ35人とありますが、3名のうち2名が12カ月間、1名の方が11カ月間入所したので、延べ35人という形で表示しています。」という答弁がありました。

次に、4款衛生費では、「予防費のうち、予防接種委託料について、現行予算額に対し、約160万円の執行残がある理由を伺う。」という質疑に対して、「主な理由として、日本脳炎の予防接種について、平成17年から『積極的な勧奨を見合わせる』という厚労省からの通知があり、本市においても見合わせている状況でしたが、新しいワクチンができれば、再開ができますので、当初予算で日本脳炎の予防接種についても計上したものが執行残として残ったことによるものです。」という答弁がありました。

次に、「老人保健費のうち、健康増進事業費について、各種がん検診が行われているが、平成20年度における受診者数を伺う。」という質疑に対して、「胃がん検診が3千286人、前年度比で444人の減、大腸がん検診が4千61人、754人の減、子宮がん検診が2千683人、前年度比で469人の減、乳がん検診が超音波とマンモグラフィーを合わせまして4千839人、4人の増、肺がん検診が4千728人、1千331人の減となっています。平成20年度から一部個人負担を徴収したことが、減となった要因だと考えていますが、平成21年度の各種がん検診の受診者数は、平成19年度の受診者数を超えているものもありますので、一時的なものであったと認識しています。」という答弁がありました。

次に、「環境衛生費のうち、狂犬病予防対策費が前年度比で約倍になっている理由について伺う。」という質疑に対して、「犬登録管理用パソコンが古くなったため、新たに購入し

たことによる増です。」という答弁がありました。

次に、「公害対策費のうち、不法投棄監視対策費について、平成20年度における成果を伺う。」という質疑に対して、「産業廃棄物不法投棄監視員からの報告は10件でした。そのうち、産業廃棄物に対する報告が2件、一般廃棄物の報告が8件です。次に、産業廃棄物不法投棄監視業務について、市で指定してあります29カ所を週末、夜間にパトロールをお願いしました。新しく発見された現場の報告が警備会社から2件あり、2件とも市の方で現場を確認し、それから北総県民センターへ連絡をしまして、指導していただきました。」という答弁がありました。

次に、「公害対策費のうち、水質対策事業費について、平成20年度における河川水質検査及び地下水水質検査の実施回数について伺う。」という質疑に対して、「河川水質検査業務について、太平洋に流れています作田川水系、印旛沼に流れています高崎川水系と鹿島川水系の3水系を行っています。15地点を四半期ごとに4回実施しています。地下水水質検査業務については、平成20年度は北部地区65カ所の井戸を調査しました。」という答弁がありました。

次に、「上水道費のうち、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部操出事業費について、平成20年度における八ッ場ダムに関する出資金は幾らだったのか伺う。」という質疑に対して、「平成20年度においては、八ッ場ダム関係の出資金として940万円を支出しました。」という答弁がありました。

次に、「塵芥処理費のうち、クリーンセンター処分場管理運営費について、委託料が前年度に比べ増額となった理由を伺う。」という質疑に対して、「エレベーター等の保守点検や性能検査が義務付けられているボイラー等の点検整備業務を行う関係から増額となりました。」という答弁がありました。

次に、5款農林水産業費では、「農業振興費のうち、農業後継者対策について、どのように取り組んだのか伺う。」という質疑に対して、「農業後継者対策補助金として、農業体験や新規就農者の歓迎意見交換会等を実施しました。4Hクラブとベジクラブの2団体に対しまして、経費の一部を補助しました。また、農村青少年育成補助金として、4Hクラブの活動費の一部を補助しました。」という答弁がありました。

次に、「農業振興費のうち、落花生種子更新事業費について詳細を伺う。」という質疑に対して、「千葉県の推奨品種である千葉半立の種子の購入者に対しまして、2分の1の補助をしているものです。平成20年度において18件、375キログラムの補助をしました。」という答弁がありました。

次に、「農業振興費のうち、北総中央用土地改良事業推進費について、平成20年度までの進捗率と今後の見通しについて伺う。」という質疑に対して、「事業費で71.8パーセントの進捗率です。総事業費504億円、平成25年を完了の予定年度としています。その後は北総中央用土地改良区で管理をしていくことになると思いますが、受益が増えないと7市の負担で、北総中央用土地改良区を運営していくこととなります。基盤整備をした

だけでは、農家が潤うわけではありませので、その基盤整備をした用水をいかに有効利用して販売に結び付けていくかというところが、課題になってくると考えています。」という答弁がありました。

次に、6款商工費では、「商工業振興費のうち、中小企業金融対策費について、中小企業資金融資預託金の内容を伺う。」という質疑に対して、「八街中小企業資金融資条例によりまして、中小企業者に対する事業資金の融資を円滑にするために、当該融資に係る資金の一部を市内金融機関に預託しているものです。預託金については、前年度の貸付状況に応じた額によって分配されています。それを年度当初に各銀行に分配しまして、年度末に回収するというような流れになっています。預託金を各銀行が活用しまして、円滑に融資をしていたことを目的としています。」という答弁がありました。

次に、「平成19年度に計上されていた大型店進出対策費が平成20年度において計上されなくなった理由について伺う。」という質疑に対して、「大型店進出対策費は、平成20年度において千葉県地域商業資金挑戦資金という名称に変わっています。平成20年度において融資を受けた方がいないため、決算書に掲載されていません。」という答弁がありました。

次に、7款土木費では、「土木総務費のうち、関東国道協会負担金、印旛土木協議会負担金、国道409号道路整備促進期成同盟会負担金があるが、活動内容について伺う。」という質疑に対して、「関東国道協会は、生活を支える基盤としての国道等道路の重要性について、広く国民の理解を求めるとともに、国道事業等の円滑かつ着実な推進に寄与することにより、魅力ある地域社会と豊かな国民生活の実現を図るため、関係総合機関の情報交換を図るとともに、道路事業の円滑かつ着実な推進に寄与する。また、道路に関する広報活動などを通じ、地域、ユーザー等の理解を促進する。道路に関する研修等で、関係機関、職員等の意識の向上を図ることを目的にしています。実際の活動状況は通常総会を東京で行い、その後国土交通省、関東地方整備局、財務省、千葉県選出の衆参の国会議員に要望活動を行っています。次に、印旛土木協議会は、印旛地域整備センター管内市町村の事務及び技術の総合研究並びに親睦を図ることを目的に設立されました。内容は事務及び技術の総合研究、それと技術研究及び事務連絡で、管内市町村の土木関係の担当課長で構成されています。事業としましては、総会及び視察研修会を実施しており、昨年は北千葉道路建設工場の現場、成田高速鉄道の建設工事、成田国際空港内の施設見学会を行っています。そのほか、労働災害の防止について、あるいは舗装の破損と維持補修の考え方について研修会を実施しています。次に、国道409号道路整備促進期成同盟会は、関係市町の総意に基づき道路整備を促進するため、積極的な活動を行うことを目的とし、内容は道路整備の促進について関係機関に対する請願及び陳情、道路整備に関する調査及び研究です。国道409号に接する各市・町の長及び主管の部課長の職にある者で構成されており、昨年は幹事会、通常総会の開催及び財務省、国土交通省、県選出の衆参国会議員、関東地方整備局への要望活動を行っています。そのほか、高速川崎縦貫線、館山自動車道の橋りょう工事現場へ現地視察に行きました。」

という答弁がありました。

次に、「道路排水対策費のうち、道路排水施設整備事業費について、平成20年度において、8つの道路排水施設整備事業を行ったということだが、道路冠水は解消されたのか伺う。」という質疑に対して、「市道住野12号線については2カ年事業なので、今年度に完成を迎えます。その他の事業については、工事は完了しており、道路冠水は解消しています。」という答弁がありました。

次に、「都市計画総務費のうち、自転車駐車場管理運営費について、平成20年度の利用者数及び駐車場の登録率並びに管理業務の委託先について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度については、第1及び第5駐車場になりますが、自転車が約1千350台、原動機付き自転車が110台、合計で約1千500台の登録がありました。駅北側にあります第5駐車場の登録率は、ほぼ100パーセントでしたが、駅南側にあります第1駐車場の登録率は約50パーセントでした。管理業務として、自転車の整理をシルバー人材センターに委託しました。」という答弁がありました。

次に、「土地区画整理費のうち、八街駅北側地区土地区画整理事業費について、平成20年度までの工事の進捗率及び今後の事業計画並びに事業費について伺う。」という質疑に対して、「整備の進捗率は、平成20年度で約95パーセントです。現在、国道409号歩道部分の拡幅と上下水道等の整備をしており、今後も進めていく予定です。今後の事業費については、換地や測量等に7、8千万円から1億円程度を見込んでいます。」という答弁がありました。

次に、「公園費のうち、平成20年度の市内各公園管理業務の委託先について伺う。」という質疑に対して、「中央公園が古川造園、榎戸第1、第6児童公園が鶴岡園、みどり台第1から第3公園がフタバ緑化、けやきの森の公園が横田造園です。清掃業務については、シルバー人材センターに委託しています。」という答弁がありました。

次に、「公園費のうち、公園施設整備事業費について、事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「今まで大雨が降ると、中央公園の池に砂が流れていましたので、これを改善するため園路の舗装工事を実施しました。」という答弁がありました。

次に、「住宅費のうち、住宅維持管理費について、市営住宅笹引団地の維持管理を伺う。」という質疑に対して、「笹引団地は現在入居者の募集をしていませんが、空き地の草刈りや、ろ過装置が壊れており、排水がそのまま流れているため、側溝清掃を必要に応じて行っています。」という答弁がありました。

次に、8款消防費では、「広域消防組合費のうち、佐倉市八街市酒々井町消防組合費として10億5千880万52円を分担金として支出しているが、八街消防署、南部出張所の施設も古くなってきており、改善が必要と考える。適切な改善を要望したのか伺う。」という質疑に対し、「佐倉市、八街市、酒々井町で応分の負担をし、改築をしています。八街消防署、南部出張所についても耐震診断を消防組合本部で実施し、2市1町の協議で修繕関係を進めていく状況ですが、安全な施設でなければいけませんので、改善計画については協議し

てまいりたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「非常備消防費のうち、八街市の消防団は511名と定数に達していないが、報酬を増やすなどの検討はされたのか伺う。」という質疑に対し、「八街市の消防団は定員595名に対し、現在511名と84名の不足が生じています。そのような中、通常団員の報酬が年額2万5千円とボランティア的な額ではありますが、全国的にも平均的な額ではありません。このことは自治消防から立ち上がって、現在の消防組織となっている状況から、全国的にこのような報酬で地域を守る防災活動としてご尽力をいただいております。」という答弁がありました。

次に、「非常備消防費のうち、消火栓維持管理費負担金について、負担金の支払先はどこになるのか伺う。」という質疑に対して、「上水道に消火栓が設置されていることから、上水道事業者である水道課への支払いとなります。」という答弁がありました。

次に、9款教育費では、「小学校の学校管理費のうち、小学校施設維持管理費について、車椅子用階段昇降機賃借料が計上されているが、詳細について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度において、車椅子が必要なお子さんは川上小学校と実住小学校におりました。川上小学校のものについては、以前市役所で使用していた階段昇降機を修理し、活用しました。ここで計上したものについては、実住小学校のものです。緊急のこともあり、賃借で対応いたしました。必要性もあることから平成21年度において購入しました。その後、実住小学校から中央中学校に進学されたお子さんの症状が大分よくなり、中央中学校には北側棟にエレベーターがあること、また、川上小学校から南中学校に進学されたお子さんの方が症状も重く、川上小学校のものが老朽化していたことから、実住小学校のものを南中学校に配置して対応しています。」という答弁がありました。

次に、「小学校教育振興費のうち、教育用コンピュータ賃借料及び教育用コンピュータ備品購入費について、内容を伺う。」という質疑に対して、「教育用コンピュータ賃借料198万2千965円については、二州小学校及び実住小学校に配置しておりますコンピュータ20台の5カ月分のリース料です。教育用コンピュータ備品購入費1千881万120円については、二州小学校及び実住小学校に配置しておりますコンピュータ40台分買い取りのための購入費です。以前はリースのほうが費用は安く済んでいましたが、現在は買い取りの方が安く済むため、随時買い取りをしています。今後はリースをなくしていく方向です。」という答弁がありました。

次に、「平成20年度の小学校・中学校の準要保護就学援助費について、相談があった方々に対して、却下せずにすべて対応したと考えてよいのか伺う。」という質疑に対し、「却下した例はありません。」という答弁がありました。

次に、「小学校の学校建設費のうち、朝陽小学校改築事業費について、設計業務委託料として47万2千500円が計上されているが、今後の予定について伺う。」という質疑に対して、「平成22年度から第2次基本計画が開始になりますので、その計画の中で、朝陽小学校の改築について取り込んでいただく予定です。改築時期については、今後協議を進めて

いきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「幼稚園費のうち、幼稚園施設維持管理費について、修繕料が171万8千585円計上されているが、主な修繕内容について伺う。」という質疑に対して、「平成20年度においては、築山の修繕、第一幼稚園の床の修繕、時計の修繕、川上幼稚園の平均台の修繕等です。この修繕料で、幼稚園施設に関します軽微な修繕も含めて対応しているところで。」という答弁がありました。

次に、「社会教育総務費について、社会教育委員、社会教育指導員、家庭教育指導員の報酬が計上されているが、各委員の内容について伺う。」という質疑に対して、「社会教育委員は20名おります。その委員の委嘱は、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者、学校教育関係者以外は一般市民から選んでいます。主な業務は、社会教育全般にわたる推進、あるいは生涯学習の振興をご審議いただいています。具体的には教育委員会が行う事業の諮問に対する答申、また、社会教育委員自らが計画する社会教育振興策の提言を行っています。次に、社会教育指導員は2名おります。中央公民館に1名、社会教育課に1名おります。主な業務は、中央公民館においては、生きがい短期大学の授業の計画の立案を行っています。社会教育課においては、現在市内に9学級あります高齢者学級の1年間の運営のプログラムを作成して、実際にその現場に行き、お年寄りのお世話をしています。次に、家庭教育指導員は社会教育課に1名おります。主な業務は、幼小中15校にあります家庭教育学級の年間スケジュールと内容についてを実際に出向いて指導にあたっています。」という答弁がありました。

次に、「公民館費のうち、中央公民館管理運営費について、講師謝礼が111万3千500円支払われているが、平成20年度に実施した主な講座の内容について伺う。」という質疑に対し、「長期講座として、なかよし親子2歳児教室、3歳児教室、生きがい短期大学の1学年、2学年、農業体験塾の5講座です。みんなでチャレンジが、将棋教室、囲碁教室、たけのこ掘り体験教室、バウンドテニス教室、子ども料理教室、布草履教室、プラモデル作り教室、お菓子作り教室、前期学習講座として、オリンピックを楽しもう講座。後期学習講座として、住まいのお手入れ講座、介護支援講座、そば打ち体験教室、お財布に優しいエコ講座。合計しまして18講座を実施しました。申し込み人数が少なかったことにより、中止した講座もあり、平成19年度に実施した講座数と比較しますと、若干減っています。」という答弁がありました。

次に、「図書館費のうち、図書館管理運営費について、平成20年度においては貸出用図書として、1万74冊購入しているとあるが、それに比べ、学校図書館の蔵書数は非常に少ない。古くなった図書については学校図書館に提供するといった措置はとっているのか伺う。」という質疑に対し、「除籍しました資料については、リサイクルという形で学校などに提供しています。」という答弁がありました。

次に、「学校保健費のうち、学校保健管理費について、給食補助委員の人数と配置状況について伺う。」という質疑に対し、「中学校4名、小学校13名の合計17名です。」とい

う答弁がありました。

次に、「スポーツプラザ費のうち、スポーツプラザ整備事業費について、多目的広場に夜間照明を設置されたが、平成20年度における利用状況について伺う。」という質疑に対し、「多目的広場の夜間照明は平成19年8月から供用を開始し、平成19年度においては利用の届け出が、1千333名からありました。平成20年度においては、利用の届け出が2千912名からありました。このほかに届け出はありませんが、夜間ジョギングやウォーキングにつきましても、よく利用をいただいているところでございます。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「国の進める構造改革のもとで、地方交付税が年々減らされ、地方自治体の役割が果たせなくなってきました。貧困と格差が広がる中で、国・県の悪政の防波堤となる自治体の役割がますます求められています。この間、八街市が進めてきた事業は、借金を増大させ、住民の切実な願いと要望に応えられない状況が付き出されてきました。また、国の指導下のもと、財政健全化法が導入されましたが、八街市は、その前段に早期健全化基準を設け、早い段階から対応を義務付けています。その内容は、集中改革プランを上回る地方行革が強められ、一層の住民サービスの削減、職員削減がされ、地方自治体の手足を縛りつけるものとなりました。国のこうした地方財政計画のもとで、八街市の一般会計決算は住民負担増、住民サービスを削減し、最優先で進めてきた駅北側区画整理事業により、財源が大きくゆがめられてきています。そうした中で、妊婦健診の助成の増や児童クラブの増設など、評価される部分もあります。しかし、国の大変厳しい地方財政計画の中、八街市の集中改革プランは職員の削減など、職員へのしわ寄せが来ています。その財政改革プランの先頭に立つのが市長であります。市税収が県下ワースト3という状況が続いている中で、市長の給与は4.1パーセント程度の削減がありますが、市民感情から言っても納得できないわけであり、切実な市民要望に対しても、お金がない、市財政が厳しいと言っているわけですから、自らが率先して身を削らなければ真剣さは伝わってきませんし、財政の危機感もつながってきません。さらに、市長交際費も長年見直しが必要と求めてきました。20年度は19年度より増え、183万7千500円、近隣市長と比較すれば大幅な支出であり、緊縮財政のもとで最小限にとどめるという姿勢が問われます。次に委託のあり方です。総合計画策定業務、次世代育成支援行動計画策定業務、障害者福祉計画策定業務、委託費合わせて574万3千500円、財政難の中で住民の力を十分引き出し、住民と協働で街づくりをしていくときです。次に民生費ですが、障害者自立支援法が施行され、応益負担の重い負担に障がい者が苦しんでいます。障がい者の外出を支えるタクシー券は従来どおりの20枚であり、必要に応じて配付すべきであります。介護保険の低所得者利用負担は、対策助成制度は4万3千円、だれもが安心して利用できる制度として存続をすべきであり、デイサービス利用者への負担軽減もすべきでした。一般会計から国保会計への繰り入れは、3億7千500万円、このうち4節その他一般会計からの繰り入れはゼロになっています。高過ぎる国保税を引き下げる、

住民の負担を減らすことが今最も求められています。市民が払える国保税にすべきでした。深刻な生活状況のもとで、生活保護は市民の最後のよりどころであり、憲法25条が保障した国民の権利であり、人権が損なわれてはなりません。改善もすべきです。次に衛生費では、市民の健康増進を図るとしてはいますが、20年度大幅に落ち込みました。低所得者にとって有料化、市の取り組む健康管理から締め出されてしまいます。市長が進める健康と思いやりにあふれる街づくりでは、健康診査や各種検診をはじめ、保健予防の充実に努めるとしてはいますが、この方針にも逆行をします。次に農林水産業費についてであります。農家戸数はこの10年間に371戸減少し、生産額も40億円の減となり、いかに基幹産業である農業を守り、発展させる施策が求められています。次に、商工費も一層の削減となり、八街駅を中心とした商店街はシャッター通りが多く、市を挙げての地域活性化への取り組みが必要です。市民と商店を結ぶスタンプでの納税など、積極的な対応が必要でした。次に、土木費では、市営住宅は老朽化し、建て替えの計画はありませんでした。低価な住宅を提供するという自治体の役割を果たすべきで、マスタープランに基づいて新設すべきであります。次に教育費ですが、不登校の対策の強化、貧困と格差の中に置かれている児童・生徒に対する就学援助費、20年度は小学校で44人、中学校で33人増えてはいますが、思い切った増額をする必要があります。文科省は就学援助費について地域の実情に合わせて市町村の判断で行うとしており、八街市民の生活実態に合わせた制度にすべきでありました。市財政のむだをなくし、市民の暮らし、福祉をいかにして守れるのか、問われた20年度決算でした。以上の意見を述べて反対討論といたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「本市の財政状況は、三位一体改革に伴う本格的な税源移譲が行われてから、平成20年度で2年が経過し、今まで以上に歳入に与える市税の収納率が大きいと考えており、さらに交付税改革並びに道路特定財源問題等、不透明な部分も多かったことから、平成20年度においても各基金からの繰り入れ等により、財源不足に対応してきております。このような厳しい状況が続く中、特に歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度、施策の見直しに努めた上で、経常的経費、事務的経費、投資的経費についてはすべてゼロベースでの見直しを図り、生み出した財源を重点的、効果的に配分した結果、まず便利で快適な街づくりとして八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号、八街バイパス整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業などを引き続き推進するとともに、道路の整備事業では継続事業である市道文違1号線道路改良事業等の推進を図ったところであります。また、平成20年度、国の2次補正に基づき、集中豪雨緊急対策事業を計上し、繰越事業として現在実施しているところでもあります。また、安全で安心な街づくりとして、防犯灯、カーブミラーの設置事業については、厳しい財政状況にあっても前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組んだほか、市内4中学校及びスポーツプラザにAEDの設置をいたしました。次に、健康と思いやりにあふれる街づくりとして、次世代育成支援対策として、乳幼児の保健対策の充実及び保護者の経済負担の軽減を図り、子育て家庭

を支援する観点から一昨年10月より就学前まで引き上げた通院における医療費助成を引き続き実施いたしました。また、妊婦健康診査については、2回から5回に増やしたほか、児童クラブにおきましては、沖地区に新たに設置しました。さらに母子自立支援員を配置し、家庭児童福祉相談業務の充実を図ったところでもあります。次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、小学校において発達障害を含むさまざまな障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別教育支援員を増員し、充実を図ったこと。また、その他、学校教育相談員の1名増員、さらに図書館の開館時間の延長を実施いたしました。また、平成20年度、国の2次補正に基づき、沖分校を含む小学校7校の耐震診断業務及び八街中学校校舎並びに屋内運動場の補強設計に伴う予算を計上し、繰越事業として現在実施しているところでございます。次に、活気に満ちあふれる街づくりとして、北総中央用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正処理事業、八街駅南口の商店街空き店舗活用に対する補助を引き続き実施いたしました。次に、市民とともにつくる街づくりとして、産業まつりの開催や、ふれあい夏まつりの支援を引き続き実施しております。最後に市民サービスの充実した街づくりとして、納税者への身近な納付場所の提供や納付の利便性の向上を図るため、平成21年度から市税等のコンビニ収納導入に向け、収納管理システムの改修をするなど、暮らし、福祉、教育分野も含め、限られた財源の中で市民の要求に応えるべくバランスのとれた各種施策が随所に見られます。これは、長谷川市長の強力な指導力によるところでもあり、今後の手腕の発揮を期待して、議案第14号、平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算に賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

○議長（北村新司君）

委員長報告の途中ではありますが、ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前11時23分)

(再開 午前11時33分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長、川上雄次議員。

○川上雄次君

続いて、特別会計についての報告を行います。

議案第15号、平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額74億7千320万3千873円、歳出決算額74億5千697万401円で、歳入歳出差引額1千623万3千472円のうち、487万円を国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立て、1千136万3千472円を平成21年度へ繰り越すものです。」

審査の過程において委員から、「平成19年度と比べ、平成20年度の国民健康保険税収納率は下がっている。担当課の考えを伺う。」という質疑に対して、「平成20年度から納税課と国保年金課で連携をもって、収納対策に力を入れて進めています。予算歳入面で収納率が減になった原因は、後期高齢者医療制度が始まったことがすべてではないことは承知していますが、平成21年度9月末における収納率は、前年度と比較して、約1ポイント上昇しています。市民への私どもの動きが示せているという兆しを感じていますが、これで手を緩めることなく、市民一人ひとりに納税の大切さを周知していきたいと考えています。また、被保険者の年齢別の構成や所得別の構成はデータとして持っており、その中で滞納されている方の分類をしますと、年齢的に30代、40代、50代までが滞納者としては多くおりますので、これらの年代の皆様にも納税意識を持っていただくため、アピールをしていかなければならないと考えています。また、納税通知書、保険証を交付しても、行き先がなく戻ってきているところもありますので、一件一件、市民課と調査をして、収納率を上げていかなければならないと実感しています。」という答弁がありました。

次に、「八街市は平成19年度までに調整交付金に20パーセント減額のペナルティーを課せられているが、担当課の考えを伺う。」という質疑に対し、「収納率回復ということで、平成19年度には18年度で減額された分の半分である4千391万2千円の減額解除金が戻ってきています。また、平成20年度には4千217万4千円が減額解除金として戻ってきています。しかしながら、今の八街市の国民健康保険財政の状況を見ますと、この減額については非常に厳しい状況であると感じています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「国保制度は自己責任、受益者負担を迫る構造改革のもと、高過ぎる国保税に「何とかしてほしい」という切実な悲鳴は一層広がり、深刻な事態となっています。八街市の国保の基盤が極端に脆弱であることは明白であり、国保の収納率も42.45パーセントで、毎年毎年、悪化し続けています。滞納世帯の増加、資格証明書の発行による保険者の増大の中、収納率低下に対して国からの最大20パーセントの補助金カットを受けるなど、国保運営を一層悪化させています。国保税が市民に耐えがたい負担となっている一番の原因は、これまでの政府が医療に対する補助金を大幅に減らしたことにあります。国民健康保険制度は憲法第25条に基づき、住民すべてがもれなく保険で医療が受けられるために発足した制度であり、国保法第1条は社会保障と国民保険の向上に寄与すると明記しています。だれでも安心して医療にかかれるようにすべきであります。八街市の収納率は全国ワースト1となっており、マスコミ等でもしばしば話題、問題になっているのにも関わらず、20年度も何ら施策をしてきませんでした。市民は払いたくても払えない状況にあります。徴収強化だけで問題が解決することではありません。一般会計からの繰り入れ、基金の活用で国保税を引き下げる、払える国保税にすべきであります。また、保険税の減免、窓口での一部負担金減免制度の活用をすべきであります。以上の点から反対いたします。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「現行の国民健康保険法が制定されてから、国民皆保険としての国民健康保険制度は定着し、50年となります。この間、厳しい財政状況にあっても国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民の保険向上に寄与するという国民健康保険法の目的に沿って、制度の充実を図ってきたところであります。しかし、近年の極めて急速な少子高齢化の進展、止まるところのない景気の低迷、国民それぞれの生活や意識の変化に合わせるように、医療を取り巻く環境も大きく変化してきており、医療保険財政はますます厳しい状況が続いております。このような中、医療費適正化の推進、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現が図られ、平成20年度には40歳以上の保険加入者を対象とする特定健診、保健指導の実施、超高齢化社会を展望した独立の制度である後期高齢者医療制度の実施など、医療制度が大きく転換したところであります。さらに、いわゆる団塊の世代の任意継続時期が終了することから、退職者が国保へ加入し、被保険者の構成がますます高齢化してきております。そこで、平成20年度の決算でございますが、これら不安要素に対し、収納事務の新しい取り組みとして、市税等徴収対策本部を立ち上げるとともに、夜間窓口での納税相談、納付受付、特別徴収の開始、滞納者宅の搜索とインターネット公売の実施、さらに準備を進めておりましたコンビニエンスストア収納が今年度から導入されました。このような中、残念ながら保険税現年度分徴収率はマイナス1.3ポイントとなってしまったものの、県平均がマイナス2.34ポイントであったことから、本市の努力は十分評価するものであると思われれます。一方、歳出では保険給付費などで増額補正が重なりましたが、一般会計からの制度替え繰り入れをせず、また、特定健診、保健指導の新規事業も実施しております。また、少子化対策の一環として、今年1月から出産育児一時金を3万円の増額もしております。今後も収納額の確保、徴収率の向上のために収納体制をさらに確立させ、また、短期被保険者証、資格証明書の適切な運用を図るとともに、医療費の動向を見きわめ、より安定した国保事業の運営と諸般の課題に取り組んでいただけるものと期待を含め、平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出の認定について、賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、平成20年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額3億7千260万1千642円、歳出決算額3億6千266万4千34円で、歳入歳出差引額993万7千608円全額を平成21年度へ繰り越すものでございます。」

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額3億757万7千511円、歳出決算額3億259万9千469円で、歳入歳出差引額497万8千42円全額を平成21年度へ繰り越すものでございます。」

審査の過程において委員から、「後期高齢者医療制度では1年間滞納すると、保険証が取り上げられるが、本市の対応について伺う。」という質疑に対して、「保険証の交付については、今年度は、まだ結論が出ていないことから、現段階では保険証はすべての方に交付することになっています。」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療制度について、担当課にはいろいろな相談があったと思われるが、対応方法について伺う。」という質疑に対して、「国保年金課の中で、後期高齢者担当として4名の職員で対応しています。納付額のご相談、保険証を使う細かな点、昨年度は特に改正が多くあったことから、そのたびに被保険者の方に通知を出しております。お年寄りの方は、文章だけでは、なかなか読み取ることができないので、お電話や窓口にいらしたときの相談等もその4名で対応しています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようがありました。

「後期高齢者医療制度は2006年6月、医療構造改革の名で、小泉内閣のもと強行に導入されたものであります。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療制度から追い出して負担増と治療制限を強いる世界に類のない差別医療制度であります。75歳以上の人口比率が高まった場合も、後期高齢者の医療給付が増えた場合も、保険料の負担が増える過酷な制度であります。年金が1万5千円以上の人から情け容赦なく保険料を天引きする強制徴収は高齢者の暮らしを脅かします。また、事のついでに65歳以上の高齢者の国民健康保険も年金から天引きするなど、何の道理もありませんし、既に介護保険を天引きされているわけでありまして。75歳以上の高齢者を別枠の制度に追い込み、医療を抑制し、療養病床の大幅削減と終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減する卑劣な高齢者いじめであります。撤回を求めて反対討論といたします。」

次に、賛成討論が次のようがありました。

「後期高齢者医療制度は75歳以上の方の医療制度として、県内すべての市町村で組織された千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり、平成20年4月からスタートいたしました。制度開始1年目ということもあり、当初は混乱も生じましたが、運営の広域化により、高齢者と若年者間の負担の公平を確保し、財政基盤の安定化を図りつつ、高齢者に適切な医療給付が行われたと思っております。また、年度の途中に保険料の負担軽減として、さらなる軽減措置が行われるなど、本市においては、約8割の世帯が国民健康保険制度と比較し、被保険者の負担軽減につながったと言われております。このことから、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計決算の認定について賛成するものでございます。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額27億9千773万264円、歳出決算額27億5千234万9千154円で、歳入歳出差引額4千538万1千110円全額を平成21年度へ繰り越しするものです。」

審査の過程において委員から、「普通徴収は収納率が74.96パーセントであり、介護保険料や利用料の軽減をしていく必要があると考えるが、今後の対応について伺う。」という質疑に対して、「保険料の減免については、介護保険上の減免の規定、それから本市の基準の中で生活保護に相当する方については、第1段階を適応するというような形での減免の取り扱い基準を設けています。利用料の減免については、制度上1割でサービスが利用でき、なおかつ所得段階に応じて、ある一定額を超えた方々につきましては、高額サービス費の支給、あるいは施設サービスを利用される低所得の方については、その居住費や食費について、その所得段階に応じ、負担限度額を設けて、補足給付を行うという制度的な対応等もとられており、サービスを利用する方、しない方の均衡もありますので、現時点におきまして、市独自のサービス利用に軽減や、一律的な保険料の減額については考えていません。」という答弁がありました。

次に、「歳入国庫支出金の負担金について、負担割合を伺う。」という質疑に対し、「介護給付費に係る国庫支出金の負担割合は、原則25パーセントです。ただし、そのうちの5パーセント分については、調整交付金として、市町村の財政力、人口の構成上の後期高齢者の割合、所得段階の割合等に基づいて計算されて交付されており、本市は国庫負担金として25パーセントは交付されていません。調整されて、約22パーセントから23パーセントが交付されています。」という答弁がありました。

次に、「介護認定審査会費のうち、介護認定審査委員について構成等の内容を伺う。」という質疑に対して、「委員の人数は20名です。医師、歯科医師、薬剤師、福祉施設の関係者、病院関係者として看護師等で構成しており、20人を5人ずつの4つに分けて、年64回開催しています。」という答弁がありました。

次に、「介護予防事業費のうち、特定高齢者の把握について伺う。」という質疑に対して、「各地区で特定健診が行われますが、そこに65歳以上の方々が来られたとき、あわせて聞き取り調査を行います。その特定健診に見えた方々、いわゆる評価受診者は2千550人いましたが、実際に聞き取り調査を行った中で、このままの状態であると介護が必要となる可能性が高いと思われる方々、いわゆる特定高齢者を526人把握することができました。」という答弁がありました。

次に、「包括的支援事業費・任意事業費のうち、地域包括支援センター運営協議会委員について構成等の内容を伺う。」という質疑に対して、「委員の人数は現在は12名です。介護サービス事業者、保健・医療・福祉関係者として、医師、歯科医師、社会福祉施設の関係者、民生委員協議会からの代表者、老人クラブ連合会からの代表者、介護保険の保険者の代表として第1号被保険者、第2号被保険者の各代表者として、介護保険の事業計画を策定するときに、メンバーとして入っていただいた方1名などで構成しています。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「国は自立自助、相互扶助、自己責任論を押し付け、サービス抑制、負担増を強いるもの

で、社会保障制度を大きくゆがめるものとなっているわけであります。国のこうした方針のもとで、八街市の20年度決算での保険料の徴収率は74.96パーセントで、県下最下位の実態であり、所得がないのに払い切れないわずかな年金から引かれ、全くひどいなど、市民の悲鳴が聞こえてきます。こうした収納率や実態に対して市独自の軽減策はどうしても必要であります。介護療養型医療施設、介護予防短期入所及び訪問サービス、配食サービスなど、必要なときにだれもが安心して受けられる介護保険とはなっておらず、改善が求められるわけであります。よって、本決算に反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成20年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万3千807人、要介護、要支援認定者は1千824人であり、制度開始の平成12年末と比較いたしますと、高齢者人口は1.51倍に、要介護、要支援認定者は2.17倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として定着してきているということが伺えます。平成18年4月に設置された地域包括支援センターにおいては、成果の結果の中にもありましたように、介護予防に積極的に取り組まれておることや、地域支援事業、高齢者の総合相談、権利擁護などへの取り組みが進められております。また、身近な生活圏域ごとのサービス拠点として、地域密着型サービス事業の整備を推進し、小規模多機能型居宅介護サービス、認知症対応型の通所介護サービス、29人以下の介護老人福祉施設サービスを提供する事業所の指定を行い、多様なサービスが提供されております。さらに決算剰余金につきましては、後年度の負担等を考慮して、準備基金へ適切に積み立てるものであります。第4期の介護保険事業計画期間内の保険料の改訂にあたっては、高齢者の負担をできる限り抑えるために、当該準備基金から1億7千万円程度を取り崩し、保険料の引き上げ幅を抑制するとともに、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努められていることから、私は平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

「本決算は、歳入決算額7億5千570万5千848円、歳出決算額7億4千7万6千988円で、歳入歳出差引額1千562万9千750円全額を平成21年度へ繰り越すものです。」

審査の過程において委員から、「給食事業収入について、収入未済額が増加しているが、どのように分析し、対応していくのか伺う。」という質疑に対して、「収入未済額については、平成17年度から20年度までの額を合わせた額となっています。本市としては、できるだけ給食費を収納するため、平成17年度では32名の方、18年度では95名の方と納付誓約書を取り交わし、時効の中断をしています。今後もできるだけ、納付誓約書を取り交わし、対応していきたいと考えています。」という答弁がありました。

次に、「一般管理費のうち、一般・技能人件費について、栄養士の役割と仕事の範囲につ

いて伺う。」という質疑に対して、「栄養士は4名おります。業務内容は献立の作成、食材の選択・発注、また各学校に栄養指導で回っています。」という答弁がありました。

次に「学校給食における地場産野菜の使用について伺う。」という質疑に対して、「野菜の使用については、できるだけ八街産を使用し、八街産が確保できない場合には県内産、また、それでも確保できない場合には県外産を使用するように努めています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、平成20年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算に認定についてです。

「本決算は、歳入決算額8億6千898万9千118円、歳出決算額7億7千147万9千188円で、歳入歳出差引額9千750万9千930円を平成21年度へ繰り越すものです。」

審査の過程において委員から、「下水道使用料について、平成20年度の徴収率を伺う。」という質疑に対して、「下水道使用料に係ります現年分の収納率が、97.6パーセント、滞納繰越分が29.7パーセント、全体で94.2パーセントでした。」という答弁がありました。

次に、「公債費について、高い利率のものについては借り換えを進めていく必要があると考えるが、平成20年度において、借り換えはあったのか伺う。」という質疑に対して、「借換債の基準を満たしていないことから行っていません。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、平成20年度八街市水道事業会計決算の認定についてです。

「本決算は、収益的収支では、水道事業収益11億4千754万3千324円に対し、水道事業費用11億3千293万4千712円となるものです。資本的収支では、収入総額1億2千137万9千222円に対し、支出総額2億8千550万2千652円で、収入額が支出額に対して不足する額1億6千412万3千430円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものです。」

審査の過程において委員から、「水道事業収益について、平成20年度における水道料金の収納率を伺う。」という質疑に対して、「平成20年度末で不納欠損となりました18年度の水道料金の収納率は99.77パーセントでした。水道料金徴収にあたっては、各ご家庭のさまざまな状況がありますので、その状況を可能な限り伺って、その場で終わりにすることなく、約束を取り交わし、計画的にお支払いいただいています。」という答弁がありました。

次に、「企業債について、高い利率のものについては借り換えを進めていく必要があると考えるが、平成20年度において、借り換えはあったのか伺う。」という質疑に対して、「可能な限り、借り換えを進めていきたいと考えていますが、厳しい条件があり、行っていません。」という答弁がありました。

次に、「今後の水道事業の経営について伺う。」という質疑に対して、「今後、かなめと
なっている老朽化した施設の更新を計画しており、これに要する経費は膨大なものとなり、
経営状況は厳しいところではありますが、優先すべき事業を選択し、着手してまいりたいと考
えています。このような中であって、安定供給をしながら経営の安定を堅持し、給水を必要
とされている方への供給についても取り組んでまいりたいと考えています。」という答弁が
ありました。

採決の結果、賛成全員のもと、認定すべきものと決定しました。

以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

何とぞ当委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告
を終わります。

○議長（北村新司君）

以上で、決算審査特別委員長の報告を終了します。

これから、委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

閉会中の継続審査事件、議案第14号から議案第21号の討論通告受付のため、しばらく
休憩します。

討論通告をされる議員は、休憩時間中に通告するようお願いします。

午後は、1時10分から再開いたします。

（休憩 午後12時00分）

（再開 午後 1時18分）

○議長（北村新司君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これから、討論を行います。

議案第14号に対し右山正美議員から。議案第14号に対し林修三議員から。議案第15
号、第17号、第18号、第19号に対し京増藤江議員から。議案第15号に対し山口孝弘
議員から。議案第17号、第18号に対し小高良則議員から討論の通告がありますので、順
次発言を許します。

最初に、右山正美議員の議案第14号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

それでは、私は議案第14号、八街市一般会計歳入歳出決算について反対をするものであ
ります。

国の進める構造改革のもとで、地方交付税が年々減らされ、地方自治体で役割が果たせな
くなってきています。貧困と格差が広がる中で、国・県の悪政の防波堤となる自治体の役割
がますます求められています。

この間、八街市が進めてきた事業は、借金を増大させ、住民の切実な願いと要望が応えられない状況があります。

また、国の指導のもと、財政健全化法が導入されましたが、八街市はその前段で早期健全化基準を設け、早い段階から対応を義務付けています。その内容は集中改革プランを上回る地方行革は強められ、一層の住民サービスの削減、職員削減がされ、地方自治の手足を縛りつけるものとなりました。

国のこうした地方財政計画のもとで、八街市の一般会計決算は住民負担増、住民サービスを削減し、最優先で進めてきた駅北側区画整理事業、大型焼却炉により財源が大きくゆがめられてきています。

そうした中で、妊婦健診の助成の増や児童クラブの増設など、評価される部分もあります。しかし、国の大変厳しい地方財政の中、八街市の集中改革プランは職員の削減、給与等の削減、管理職手当20パーセント削減、地域手当5パーセントが3パーセントなど、職員へのしわ寄せが来ています。その財政改革プランの先頭に立つのが市長であります。市税収が県下ワースト3という状況が長く続いているもとで、市長の給与は4.1パーセント程度の削減額であり、市民感覚からいっても納得できません。切実な市民要望に対しても、お金がない、市財政が厳しいと言っているのですから、自らが率先して身を削らなければ真剣さは伝わってきませんし、財政の危機感も伝わってきません。

さらに、市長交際費も長年見直しが必要と求めてきました。20年度は19年度より増え、183万7千500円、近隣市長と比較すれば大幅な支出であり、緊縮財政のもとで最小限にとどめるといふ姿勢が問われます。

3点目に、委託のあり方があります。総合計画策定業務、次世代育成支援行動計画策定業務、障害者福祉計画策定業務、委託費合わせて574万3千500円、財政難の中で住民の力を十分引き出し、住民と協働で街づくりをしていくときです。

4点目に、民生費ですが、障害者自立支援法が施行され、応益負担の重い負担に障がい者が苦しんでいます。障がい者の外出を支えるタクシー券は従来どおりの20枚であり、必要に応じて配付するべきであります。

介護保険の低所得者利用負担は、対策助成制度は4万3千円、だれもが安心して利用できる制度として存続をすべきであり、デイサービス利用者への市独自の負担軽減もすべきでした。

一般会計から国保会計への繰り入れは、3億7千500万円、このうち4節その他一般会計からの繰り入れはゼロになっています。高過ぎる国保税を引き下げ、住民の負担を減らすことが、今、最も求められています。市民が払える国保税にするための一般会計からの繰り入れをすべきです。

深刻な生活状況のもとで、生活保護は市民の最後のよりどころであり、憲法25条が保障した国民の権利であり、人権が損なわれてはなりません。窓口に申請用紙を置いたり、相談室の確保など、改善をすべきであります。

5点目に衛生費では、市民の健康増進を図るとしてはいますが、後期高齢者医療制度に移行したため、20年度大幅に落ち込みました。

また、低所得者にとって健康診査の有料化は、市の取り組む健康管理から締め出されてしまいます。市長が進める健康と思いやりにあふれる街づくりでは、健康診査や各種検診をはじめ、保健予防の充実に努めるとしてはいますが、この方針にも逆行をします。予防医療の点でも、だれでも安心して健康診査ができるようにすべきであります。

6点目に、農林水産業費についてです。農家戸数は、この10年間に371戸減少、生産費も40億円の減となり、いかに基幹産業である農業を守り育て、発展させるかが、緊急の課題となっています。

7点目に、商工費も一層の削減となり、八街駅を中心とした商店街はシャッター通りが多く、市を挙げての地域活性化への取り組みが必要であります。市民と商店を結ぶスタンプの納税など、積極的な対応が必要であります。地域の活性化につながるとして進められてきた駅北側区画整理事業は、現状は空き地、駐車場となっており、活性化につながるかは甚だ疑問であります。今後、関連事業を含め、一時凍結をすべきであります。

8点目に、土木費では、駅北側区画整理事業は市財政を大きくゆがめてきました。さらに大池調整池への莫大な予算を投入する事業を進めようとしていますが、長年大雨のたびに土嚢を積まなければならないような排水対策、道路がガタガタでどうしようもないと言われている道路整備などを優先すべきであります。

また、市営住宅は老朽化し、建て替えの計画はありませんでした。低価な住宅を提供するという自治体の役割を果たすべく、マスタープランに基づき建て替えをすべきであります。

9点目に教育費です。不登校の対策の強化は急務です。指導員の増員できめ細かな対応が求められます。貧困と格差の中に置かれている児童・生徒に対する就学援助費、20年度は小学校で44人、中学校で33人増えてはいますが、国の基準にとどまらず、市独自の援助費の確保、増額は必要です。文科省は就学援助費について地域の実情に応じて、市町村の判断で行うとしており、八街市民の生活実態に合わせた制度にすべきであります。市財政のむだをなくし、市民の暮らし、福祉をいかにして守れるのか、問われた20年度決算であります。相変わらずの駅北側区画整理事業を推進して、市民の暮らし、福祉を後回しにした予算執行でありました。よって、反対をいたします。以上です。

○議長（北村新司君）

次に、林修三議員の議案第14号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

賛成討論を申し上げます。

私は、議案第14号、平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算に賛成するものです。

本市の財政状況は、三位一体改革に伴う本格的税源移譲が行われてから、平成20年度で2年が経過し、今まで以上に歳入に与える市税の収納率が大きいものとなっています。さらに交付税改革並びに道路特定財源問題等、不透明な部分も多かったことから、平成20年度

においても各基金からの繰り入れ等により、財源不足に対応されております。

このような厳しい状況が続く中、特に歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化の推進や既存の制度、施策の見直しに努めた上で、経常的経費、事務的経費、投資的経費についてはすべてゼロベースでの見直しを図り、生み出した財源を重点的、効果的に配分する努力の跡が伺われました。

結果として、まず、便利で快適な街づくりとして八街駅北側地区土地区画整理事業、都市計画道路3・4・3号八街バイパス整備事業、都市計画道路3・4・9号金毘羅線整備事業などを引き続き推進するとともに、道路等の整備事業では、継続事業である市道文違1号線道路改良事業等の推進を図られております。

また、平成20年度、国の2次補正に基づき、集中豪雨緊急対策事業を計上し、繰越事業として現在実施されております。

また、安全で安心な街づくりとして、防犯灯、カーブミラーの設置事業については、厳しい財政状況にあっても前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組んでいるほか、市内4中学校及びスポーツプラザにAEDが設置されました。

次に、健康と思いやりにあふれる街づくりでは、次世代育成支援対策として、乳幼児の保健対策の充実及び保護者の経済負担の軽減を図り、子育て家庭を支援する観点から、一昨年10月より就学前まで引き上げた通院における医療費助成を引き続き実施しています。

また、妊婦健康診査については、2回から5回に増やしたほか、児童クラブにおきましては、沖地区に新たに開設されました。さらに母子自立支援員を配置し、家庭児童福祉相談業務の充実を図られております。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、小学校において発達障害を含むさまざまな障がいのある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う特別教育支援員を増員し、充実を図られております。

そのほか、学校教育相談員の1名増員、さらに図書館の開館時間の延長の実施等をされております。

また、平成20年度、国の2次補正に基づき、沖分校を含む小学校7校の耐震診断業務及び八街中学校校舎並びに屋内運動場の補強設計に伴う予算を計上し、繰越事業として現在実施されております。

次に、活気に満ちあふれる街づくりとして、北総中央用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正処理事業、八街駅南口の商店街空き店舗活用に対する補助を引き続き実施されています。

次に、市民とともにつくる街づくりとして、産業まつりの開催や、ふれあい夏まつりの支援等が引き続き実施され、市民の間にも定着した感があります。

このように、暮らし、福祉、教育分野も含め、限られた財源の中でも市民の要求に応えるための努力の跡が伺われます。

このような観点から、議案第14号、平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算に対し、

賛成するものでございます。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第15号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第15号、八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

国保制度は自己責任、受益者負担を迫及する構造改革のもと、高過ぎる国保税に「税が高過ぎる、払い切れない、何とかしてほしい」と、切実な悲鳴は一層広がり、深刻な事態になっています。八街市の国保の基盤が極端に脆弱であることは明白であり、国保の収納率も過年度分を合わせると、42.45パーセントと過去最悪となっています。滞納世帯の増加、資格証明書の発行による保険者の増大の中、収納率低下に対して、国からの最大20パーセントの補助金カットを受けるなど、国の調整交付金は国保運営を一層悪化させています。

国保税が市民に耐えがたい負担となっている一番の原因は、これまでの政府が医療に対する補助金を大幅に減らしたことにあります。国庫補助を元の45パーセントに戻すように国に求めていくべきです。

国民健康保険制度は憲法25条に基づき、住民すべてがもれなく保険で医療が受けられるために発足した制度であり、国保法第1条は社会保障と国民保険の向上に寄与すると明記しています。だれでも安心して医療にかかれるようにすべきです。

八街市の収納率は全国ワースト1となっており、マスコミ等でもしばしば話題、問題になりました。20年度は徴収強化をしてきましたが、市民は払いたくても払えない状況にあります。徴収強化だけで問題が解決することではありません。一般会計からの繰り入れ、基金の活用等で国保税を引き下げ、払える国保税にすべきであります。また、保険税の減免、窓口での一部負担金減免制度の活用を大いにすべきです。

以上の点で反対といたします。

○議長（北村新司君）

次に、山口孝弘議員の議案第15号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第15号、平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

現行の国民健康保険法が制定されてから、国民皆保険としての国民健康保険制度は定着し、50年となります。この間、厳しい財政状況にあっても、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保険向上に寄与するという国民健康保険法の目的に沿って制度の充実を図ってきたところであります。

しかし、近年の極めて急速な少子高齢化の進展、止まることのない景気の低迷、国民それぞれの生活や意識の変化に合わせるように、医療を取り巻く環境も大きく変化してきており、医療保険財政はますます厳しい状況が続いております。このような中、医療費適正化の推進、

超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系の実現が図られ、平成20年、40歳以上の保険加入者を対象とする特定健診、保健指導の実施、超高齢化社会を展望した独立の制度である後期高齢者医療制度の実施など、医療制度が大きく転換したところであります。

さらに、いわゆる団塊の世代の任意継続時期が終了することから、退職者が国保へ加入し、被保険者の構成がさらに高齢化してきております。

そこで、平成20年度の決算でございますが、これら不安要素に対し、収納事務の新しい取り組みとして、市税等徴収対策本部を立ち上げるとともに、夜間窓口での納税相談、納付受付、特別徴収の開始、滞納者宅などの搜索とインターネット公売の実施、さらに準備を進めておりましたコンビニエンスストア収納が今年度から導入されました。このような中、残念ながら保険税現年度徴収率はマイナス1.13ポイントとなってしまったものの、県平均がマイナス2.34ポイントであったことから、本市の努力は十分評価するに値するものと思われま。

一方、歳出では保険給付費などで増額補正が重なりましたが、一般会計からの制度替え繰り入れをせず、また、特定健診、保健指導の新規事業も実施しております。

また、少子化対策の一環として、平成21年1月から出産育児一時金を3万円の増額もしております。

今後も収納額の確保、徴収率の向上のために収納体制をさらに確立させ、また、短期被保険者証、資格証明書の適切な運用を図るとともに、医療費の動向を見きわめながら、より安定した国保事業の運営と諸般の課題に取り組んでいただけるものと期待を含め、平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出の認定について、賛成いたします。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第17号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第17号、八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

後期高齢者医療制度は2006年6月、医療構造改革の名で、小泉内閣のもと強行に導入されました。75歳以上の人を機械的に後期高齢者として現在の医療制度から追い出し、負担増と治療制限を強いる世界に類のない差別医療制度です。75歳以上の人口比率が高まった場合も、また、後期高齢者の医療給付が増えた場合も、2年ごとに保険料の負担が増える過酷な制度です。

後期高齢者の保険料について厚労省は、来年4月の改定で、20年度に比べ全国平均で約13.8パーセント、8千566円アップするとしています。年金が1万5千円以上の人から情け容赦なく保険料を天引きする強制徴収は高齢者の暮らしを脅かしています。

また、事のついでに65歳以上の高齢者の国民健康保険も年金から天引きするなど、何の道理もありませんし、既に介護保険を天引きされています。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を別枠の制度に追い込み、医療を抑制し、療

養病床の大幅削減と終末期の高齢者を病院から追い出し、医療費を削減する卑劣な高齢者いじめです。早期に老人保健制度に戻すよう求め、反対討論といたします。

○議長（北村新司君）

次に、小高良則議員の議案第17号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

私は、議案第17号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は75歳以上の方の医療制度として、県内すべての市町村で組織された千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり、平成20年4月からスタートしました。

制度開始1年目ということもあり、当初は混乱も生じましたが、運営の広域化により、高齢者と若年者間の負担の公平を確保し、財政基盤の安定化を図りつつ、高齢者に適切な医療給付が行われたとっております。また、年度の途中に保険料の負担軽減として、さらなる軽減措置が行われるなど、本市においては、約8割の世帯が国民健康保険制度と比較し、被保険者の負担軽減につながったとの報告も受けております。

このことから、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計決算の認定について賛成するものであります。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第18号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第18号、八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に反対討論いたします。

介護保険は、自立自助、相互扶助、自己責任論を押し付け、サービス抑制、負担増を強いるもので、社会保障制度を大きくゆがめるものとなっているわけであります。

住民にとって深刻なのは保険料です。八街市の20年度決算での保険料の徴収率は低下しており、74.96パーセントで、県下最下位の実態です。所得がないのに払い切れない、わずかな年金から引かれ、全くひどいなど、市民の悲鳴が聞こえてきます。サービス利用にあたっては、利用できない高齢者も増えています。こうした収納率や実態に対して、市独自の軽減策がどうしても必要です。施設不足によって、特別養護老人ホームへの入所者待機者は100名を超しており、介護療養型医療施設、介護予防短期入所及び訪問サービス、配食サービスなど、必要なときに、だれもが安心して受けられる介護保険とはなっておらず、改善が求められます。

以上の理由で決算に反対をいたします。

○議長（北村新司君）

次に、小高良則議員の議案第18号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

私は、議案第18号、平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算に認定につきまして、賛成の立場から討論いたします。

平成20年度末における本市の65歳以上の高齢者人口は1万3千807人、要介護、要支援認定者は1千824人であり、制度開始の平成12年末と比較いたしますと、高齢者人口は1.51倍に、要介護、要支援認定者は2.17倍に増加し、高齢化社会が急速に進展する中で、介護保険制度が老後を支える制度として定着してきているということが言えます。

平成18年4月に設置された地域包括支援センターにおいては、介護予防、地域支援事業、高齢者の総合相談、権利擁護などへの取り組みが進められております。

また、身近な生活圏域ごとのサービス拠点として、地域密着型サービス事業の整備を推進し、小規模多機能型居宅介護サービス、認知症対応型の通所介護サービス、29人以下の介護老人福祉施設サービスを提供する事業所の指定を行い、多様なサービスが提供されております。さらに決算剰余金につきましては、後年度の負担等を考慮して、準備基金へ適切に積み替えているものでありますが、第4期の介護保険事業計画期間内の保険料の改訂にあたっては、高齢者の負担をできる限り抑えるために、当該準備基金から1億7千万円程度を取り崩し、保険料の引き上げ幅を抑制するとともに、介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努められていることから、私は平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の議案第19号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第19号、平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算に反対討論をいたします。

20年度は調理業務委託が進められました。給食は教育の一環であり、コスト削減すべきではありません。八街市の児童・生徒数は減少の方向であり、直営により、きめ細かな給食を提供することこそ、重視され、検討されるべきものです。

経済悪化のもと、親の失業や廃業が続き、そのための家庭崩壊は社会問題となっており、こうしたもとで学校給食の収納状況は低下しており、20年度の収納率は90.98パーセント、総額で約3千200万円の収入未済額となっています。給食費を払わないからと裁判で訴えるのではなく、学校と家庭と連携を取り合いながら、就学援助制度などを適応し、きめ細やかな対応が強く求められるときです。ましてや学校給食確認書という誓約書を書かせて、捺印までさせるなど問題です。これにより、収納率が上がっていません。

善処を求めて反対いたします。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第14号、平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決

します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第14号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第15号、平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第15号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号、平成20年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第16号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号、平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第17号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号、平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第18号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号、平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第19号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号、平成20年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第20号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号、平成20年度八街市水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は認定です。

この議案は、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第21号は、原案のとおり認定されました。

決算審査特別委員会に付託された案件については、ただいま本会議において、すべて認定されました。

これで、決算審査特別委員会を解散します。

日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第17号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号から議案第17号の提案理由の説明を求めます。

○市長（長谷川健一君）

本日、ここに平成21年12月第6回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私ともご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼を申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、条例の一部改正7件、契約案件2件、和解案件1件、平成21年度一般会計等補正予算7件、合計17議案でございます。

それでは、提案いたしました議案について、ご説明いたします。

議案第1号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、公務員給与と民間給与のマイナス格差を解消するた

め、若年層以外の職員の給料月額及び期末勤勉手当の引き下げ等について人事院及び千葉県人事委員会の勧告がありました。本市においても一般職の職員の給与を適正な水準とし、あわせて、特別職の職員及び教育長の給与と一般職の職員の給与との権衡が取れるよう勧告に沿った改正をするるとともに、関係する条例を一括して改正するものでございます。

議案第2号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、平成20年に人事院において、民間企業の所定労働時間との均衡を図る観点から、職員の勤務時間を1日当たり7時間45分、1週間当たり38時間45分に改定するよう勧告がありました。国や県においては、既に実施していること、近隣においても本年度中に実施する自治体が増えていること、職員の仕事と生活の調和にも寄与することから、本市においても平成22年度から勤務時間を変更しようとするものでございます。

議案第3号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、職員の勤務時間変更に伴い、特別の形態によって勤務する必要がある職員が育児短時間勤務等をする場合の勤務時間について規定するのが主な改正でございます。

議案第4号は、八街市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、職員の勤務時間変更に伴い、修学部分休業を取得する場合の上限時間について、週20時間としていたものを1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲とするのが主な改正でございます。

議案第5号は、八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、八街駅北側地区土地区画整理事業により整備された市道内の地下埋設物等を管理する必要が生じたことに伴い、電線共同溝に係る占用料を新たに規定するとともに、国土交通省の占用料が改正されたことに伴い、従来の占用料を改正するものでございます。

議案第6号は、八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、自転車駐車場の適正な利用にあたって支障のある自転車等の移動及び保管について新たに規定するのが主な改正でございます。

議案第7号は、八街市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、放置自転車を移動する際に妨げとなるものについて必要な措置を講ずることができるようにするとともに、その措置により生じた損害については賠償しない旨を新たに規定するものでございます。

議案第8号は、小中学校地デジ対応デジタルテレビ購入についてでございます。これは、テレビ放送の地上波デジタル化に伴い、小中学校の普通教室及び特別支援教室に設置するデジタルテレビの購入について、契約の相手方との仮契約が整いましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の相手方は、千葉市中央区末広四丁目15番2号、リコー販売株式会社千葉支社公共文教営業部部長秋葉正孝、購入価格は、3千910万1千874円、契約方法は一般競争入札でございます。

議案第9号は、小中学校校務用パーソナルコンピュータ購入についてでございます。これは、教員が校務に使用し、児童・生徒がコンピュータやインターネット等で情報手段を活用、表現できる学習ができるよう、LAN接続並びにコンピュータ及び周辺機器の購入について、契約の相手方との仮契約が整いましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。契約の相手方は、八街市八街ほ208番地633、株式会社テラサ代表取締役寺澤武憲、購入価格は1億1千550万円、契約方法は一般競争入札でございます。

議案第10号は、市道における車両損傷事故の和解についてでございます。これは、市道215号線の路肩が車両走行中に損壊したことによる事故について、相手方の齋藤和昭氏と和解を成立させたいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第11号は、平成21年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に2億9千413万3千円を増額し、歳入歳出予算の総額を179億6千339万6千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金1億1千245万3千円、県支出金4千888万4千円、財政調整基金繰入金1億9千620万2千円を増額し、市債2千990万円、市税4千900万円を減額するのが主なものでございます。歳出につきましては、生活保護費1億5千330万円、障害者自立支援給付事業費1億2千150万8千円、後期高齢者医療事業費5千371万2千円、市道四木28号線道路改良事業費4千460万円を増額し、一般職人件費3千2万6千円、子育て応援特別手当（21年度版）支給事業費6千843万円、道路整備事業費4千110万円、八街駅北側地区土地区画整理事業費3千868万8千円を減額するのが主なものでございます。

議案第12号は、平成21年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3億4千263万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億1千939万7千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金の療養給付費等負担金2億3千405万3千円、療養給付費交付金の退職者医療交付金9千93万2千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、一般・退職被保険者等療養給付費負担金1億5千96万9千円、後期高齢者支援金1億4千851万円を増額し、老人保健医療費拠出金2千379万4千円、退職被保険者等療養費負担金691万3千円を減額するものでございます。

議案第13号は、平成21年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に86万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億9千752万9千円とするものでございます。歳入歳出とも、千葉県後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴い、86万9千円を増額するものでございます。

議案第14号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に1億1千723万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を28億5千300万5千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫・県支出金の

現年度分介護給付費負担金4千721万2千円、支払基金交付金の現年度分介護給付費交付金4千358万1千円を増額するのが主なものでございます。歳出につきましては、介護サービス等諸費給付事務1億699万7千円、高額介護サービス費給付事務959万7千円を増額し、介護給付費準備基金積立金2千804万円を減額するものでございます。

議案第15号は、平成21年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、歳入歳出とも補正額はございませんが、歳出におきまして、一般・技能職人件費354万6千円を減額し、一般管理費同額を増額するものでございます。

議案第16号は、平成21年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から313万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億5千75万5千円とするものでございます。歳入歳出とも一般職人件費の減に伴い313万6千円を減額するものでございます。

議案第17号は、平成21年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的収入につきまして、既定の予算に324万6千円を増額し、収益的収入の総額を11億2千872万円とするもので、消火栓維持管理費一般会計繰入金・児童手当に係る補助金の増額でございます。収益的支出につきましては、既定の予算に3千240万2千円を増額し、収益的支出の総額を11億1千771万2千円とするもので、人件費の減及び修繕費・消火栓維持管理費の増額でございます。資本的収入につきましては、補正はございませんが、資本的支出につきまして、既定の予算から23万4千円を減額し、資本的支出の総額を3億8千5万3千円とするもので、全額が拡張整備費の人件費を減額するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（北村新司君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案のうち、議案第1号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○丸山わき子君

それでは、これは委員会付託なしということで、大変厳しい審議内容になるわけですが、若干、質問をいたします。

これは、改正の理由としては、人勧の勧告を受けて、民間の給与を上回っているから、その分、引き下げるんだと。0.18パーセント削減するんだと、これが1つの理由のようなんですが、本当にこの間、地方自治体の労働者の給与は本当に高いのかどうかですね。この間、マイナスの人事院勧告が毎年のように出されてきました。それから、平成18年度には給与表の見直し等が行われておりまして、本当に生活が直撃されるような給与状況になっているのではないかなというふうに思いますが、その辺、どのようにお考えなのか。これは市長から答弁いただきたいと思います。

それと、勤勉手当も、これは6月の凍結分を含めて約6千600万円の減額ということなんですが、この削減状況、各部長、課長、あるいは係長等、どのような状況なのか。それから、平均の削減額、職員1人当たりの削減額がどのような状況になっているのか、答弁いただきたいと思います。

○市長（長谷川健一君）

それでは、私から民間との格差ということですが、私も新聞に出ているだけで、調査したわけではございませんけれども、この点につきましては、これは人事院の勧告ですので、いい悪いは問わず、やはり法治国家ですので、これは従わざるを得ないということでございます。

○総務部長（浅羽芳明君）

それでは、実際の削減額ということで、モデル例で試算をしておりますので、それでお答えをさせていただきます。

まず、部長級でございますけれども、今回で約10万8千円の減。それから、課長級でございますが、課長級で約10万6千円の減。それから、主査補級、40歳代になりますが、これで約7万円の減。それから、主任主事級、30歳代でございますが、約5万3千円の減。それから、主事補級、20歳代ということになりますけれども、これで約2万8千円の減ということになります。

ちなみに6月の改定とあわせて、年間の削減額ということになりますと、部長級で22万2千円。それから、課長級で約21万8千円。それから、主査補級で約14万3千円。それから、主任主事級で約10万6千円。それから、主事補級で約6万4千円の減ということになります。

それから、平均ということですが、いろいろ捉え方はございますけれども、まず、給料で見ますと、今回給料の減額改定対象者全員ということではございませんけれども、給料の減額改定対象者のみについて見ますと、期末手当の方で4月から11月分の給料減額、これを調整するということになりますので、これを含めますと、給料の方では年額で7千521円、月額に直しますと約630円程度、給料では減額になります。

なお、期末勤勉手当分では、約5万2千円程度の減額になろうかと。平均で5万2千円です。これは、12月分の改定でということです。

○丸山わき子君

6月も入っていませんよね。

○総務部長（浅羽芳明君）

これは、12月です。

○丸山わき子君

先ほど市長の答弁の中では、民間との給与の格差については調査したわけではない、人勧が言うことだから聞かなきゃならないんだというような答弁がございましたが、しかしながら、この間の職員の給与の削減というのは、千葉県内でもトータルしますと、地方公務員の方が約6千円くらい下回るという、こういう統計が出ているわけですね。

それから、八街市の市の職員の給与というのは、県内の類似団体と比べますと、平均給与月額1万6千円下回ると。こういうような実態があるわけで、人事院勧告に追随することなく、給与実態の改善を図る。このことが、今、求められているのではないかなと思います。

それで、今、勤勉手当、ボーナスに関しましても、これは6月、それから12月の分を含めますと、約6千600万円の削減というようなことで、これを職員数で頭割りしますと、13万3千720円、これだけの削減が、職員1人当たりの平均が削減されることになるわけですね。民間との格差があるからということで、機械的に引き下げるとするのは、大変問題であります。先ほども申し上げましたけれども、やはり人勧というのは、地方公務員のスト権がない代償として、代償機関として職員の生活を守るために人勧が作られており、こうした役割がどう見ても果たせていないわけですから、本当にこういった人勧のあり方、それから市長が人勧の言うことは聞かなきゃしょうがないというような答弁をされたわけですが、これは到底認められないと。そういう点では、大変これ問題のある、今回の勧告であるというふうに思います。

それと、もう1点、この国の人事院勧告では、住宅手当、持ち家部分を廃止するという、こういう勧告をしたんですが、千葉県としては、決してこれを受け入れているわけじゃないんですね。県の方は検討の必要があるということで、今回見送っているんですが、八街市としては、なぜこれをそのまま受け入れるのか。その辺についてはどうなんでしょう。市長、どうなんでしょうか。

○市長（長谷川健一君）

なぜ受け入れるかということなんですけれども、千葉県は千葉県で、先ほど申しましたように、ただ、千葉県はいつも市町村より、そういう段階になりますと、一步後から下げるような傾向がございますけれども、これはやはり人事院の勧告で法治国家ですので、それはやむを得んじやないかと、私は思っております。

それと、民間の企業とよく今、格差、格差と申しますけれども、民間の企業だって、いい企業はもう40歳くらいの人で、月120万円も取っている職員もいるし、また、40歳になっても、まだ25万円くらいの職員もいるわけで、それはまた能力的、民間は能力によって違いますので、しかし、公務員については能力は大体同じだというふうに判断していると同時に、職員の平均の格差というのは、やはり職員の採用によって、ある程度、平均します

と格差が出てきます。仮に高校卒をある程度採用したところと、4年制の大学卒だけを採用したところでは、かなりまた格差がございますので、ですから、これは果たして平均に格差と言っていいものか、悪いものかということもございますけれども、私もできれば、今こんな景気が悪いときに下げるべきじゃないということは、これは思っております。しかしながら、これはやはりやむを得ないと思っております。

○丸山わき子君

今、市長は先ほどと同じように人勧の言うことは聞かざるを得ないんだというふうに言っているわけですがけれども、決してそうじゃないと。先ほども言いましたように、住宅の手当、持ち家部分の廃止につきましては、県は今回は見送っているわけですね。国の人勧は廃止しますよと言っても、県の方は、「いや、見送りますよ」と。ですから、人勧の言っていることが何でも絶対ではないんだと。本当に市職員の生活を守るためには、「いや、ここまでは聞くけれども、これ以上は聞けないよ」と、そういう姿勢を示してもいいんじゃないかなというふうに思うわけですね。やはり地方公務員の給与というのは、これは地域の給与を決めていく標準になっているわけですね。地方公務員の給料を下げれば、地域の事業所の給料もどんどん下がっていつている。標準が下がれば、標準に合わせて下がっていつてしまう。

それから、地域の経済の活性化においても、大変後ろ向きの方角になってしまう。そういう点では、地方公務員の給与の存在というのは、大変大きな存在だというふうに思うわけで、ここで一気に大幅な削減をしていくことは、到底、私は認められないと、このように思っています。ぜひ、検討いただきたいと思えます。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

議案第1号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

（休憩 午後 2時23分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（北村新司君）

再開します。

これから、討論を行います。

議案第1号についての丸山わき子議員の反対討論の発言を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第1号は、5本の条例が一括で提案されているわけですが、この今回の条例改正のうち、一般職の給与等に関する条例、それから水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について、私は反対するものであります。

県人事院は、搾取移行の経済危機を背景にした民間給与の引き下げ、ボーナス減額などを理由に給料表、期末勤勉の削減、住宅手当、持ち家部分の廃止などを内容とした勧告を行いました。

今回のマイナス勧告は、18年度に給料表の見直し、19年度には管理職手当20パーセントカットをはじめ、地域手当、期末勤勉手当、6千800万円削減、21年度には管理職手当の上限規定を定率制から定額性など、毎年削減を押し付けてきた上に、さらなる大幅な削減となっています。

18年度の給料表の見直しは、一律4.8パーセントの大幅な削減でした。今回は0.18パーセント削減の上乗せ、あわせて生活維持に必要な勤勉手当も6月の凍結分を含め、約6千600万円、市職員平均13万3千720円の削減となり、生活に大きな影響を与えるものです。

市職員の平均給与月額、県内の類似団体と比べますと1万6千円も下回っており、人事院勧告に追随することなく、給与実態の改善を図るべきであります。

公務員の給与は、地域の標準性を持ち、社会的な所得決定基準ともなっています。マイナス格差が出たからと、機械的に引き下げることは、公務員の労働基本権制約の代償機関としての人事院の役割を放棄するものであり、景気回復への努力に逆行し、地域経済をさらに冷え込ませるばかりか、不況打開に逆行したものであり、到底容認できません。

また、国は住宅手当、持ち家部分を廃止するとしていますが、県人勧は県職員に対しては検討の必要があると報告し、今回見送っています。なぜ、八街市はそのまま受け入れるのか、大変疑問であります。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

議案第1号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（北村新司君）

起立多数です。議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、発議案の上程を行います。

発議案第11号の提案理由の説明を求めます。

○山本邦男君

発議案第11号について、提案理由の説明をさせていただきます。

発議案第11号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について。

上記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成21年11月30日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、山本邦男。

賛成者、八街市議会議員、鯨井眞佐子議員、同じく京増良男議員、同じく右山正美議員、同じく山本義一議員、同じく古川宏史議員、同じく横田義和議員、同じく林政男議員。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年条例第21号）の一部を次のように改正する。

（100分の210）を（100分の190）に（100分の230）を（100分の215）に改め、附則第4項を削る。

附則、この条例は平成21年12月1日から施行する。ただし、（100分の210）を（100分の190）に改める部分は、平成22年4月1日から施行する。

本件につきまして、若干の補足説明をさせていただきます。

先般の人事院及び千葉県人事委員会から公務員給与と民間給与のマイナス格差を解消するため、若年層以外の職員の給与月額及び期末勤勉手当等の引き下げ等について勧告がありました。

先ほど市長から説明がございましたように、今定例会において本市においても内容を同じとする議案第1号、八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてが上程され、可決されたところです。

このことから、八街市議会議員の期末手当についても、職員等の期末手当及び勤勉手当の改正との整合性を図る意味合いから、ここに発議案として提出するものです。

よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第11号に対しての質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

討論がなければ、これで発議案第11号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第11号、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(北村新司君)

起立全員です。発議案第11号は、原案のとおり可決されました。

日程第6、休会の件を議題とします。

明日12月1日から2日は、議案調査のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(北村新司君)

ご異議なしと認めます。

明日12月1日から2日は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

12月3日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

12月9日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は12月4日、午後4時までに通告書を提出するようお願いします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 2時46分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名
2. 会期の決定
3. 閉会中の継続審査の件
議案第14号から議案第21号
委員会報告、質疑、討論、採決
4. 議案の上程
議案第1号から議案第17号
提案理由の説明
5. 発議案の上程
発議案第11号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決
6. 休会の件

.....
(9月定例会継続審査)

- 議案第14号 平成20年度八街市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第15号 平成20年度八街市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第16号 平成20年度八街市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第17号 平成20年度八街市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第18号 平成20年度八街市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第19号 平成20年度八街市学校給食センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について
て
議案第20号 平成20年度八街市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第21号 平成20年度八街市水道事業会計決算の認定について

(12月定例会)

- 議案第1号 八街市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第2号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
て
議案第3号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号 八街市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号 八街市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号 八街市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
て
議案第7号 八街市自転車等の放置防止に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 号 小中学校地デジ対応デジタルテレビ購入契約の締結について
- 議案第 9 号 小中学校校務用パーソナルコンピュータ購入契約の締結について
- 議案第 10 号 市道における車両損傷事故の和解について
- 議案第 11 号 平成 21 年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第 12 号 平成 21 年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第 13 号 平成 21 年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第 14 号 平成 21 年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 15 号 平成 21 年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第 16 号 平成 21 年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第 17 号 平成 21 年度八街市水道事業会計補正予算について
- 発議案第 11 号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について